

教育執行方針 (要約)



はじめに

今日、少子高齢化の進行、高度情報化社会の進展など、教育を取り巻く環境が大きく変化しているなかで、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識の欠如、人間関係の希薄さなど、多くの課題が指摘されています。

このような変化の激しい社会にあつて、自らの力で時代を切り拓いていく人間を、学校・家庭・地域が一体となって育成する教育の営みこそ、変わることにない「未来への投資」です。このため、未来を担う子どもたちが、高い志や夢をもち、「生きる力」をしっかりと身につけて、将来において一人ひとりの可能性を開花させる教育を進めていきます。

また、全ての人々が、生きがいをもち、心豊かで、健やかな生活を営むことができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、学んだ成果を生かすことのできる、生涯学習社会の実現に努めます。

教育は「人づくり」であるという原点に立ち、教育施策を進めていきます。

学校教育の推進

学校教育の役割は、子ども一人ひとりが将来においてその可能性を開花させ、自らの人生を幸福に過ごすことができるよう、社会で自立していくために必要となる基礎的な力を身につけさせることにあります。

これからの社会を担う子ども

たちに、身につけさせるべき資質・能力として、生きていくために必要な確かな学力、思いやりの心など豊かな心、生涯を通じて健康に過ごすことができる健やかな体をバランスよく育むことに努めていきます。

確かな学力の充実

個に応じたきめ細やかな指導

確かな学力の育成は、学習意欲を基盤として基礎的・基本的な知識と技能を取得し、それらを活用して様々な問題を解決するための思考力・判断力・表現力などの能力を育むことが重要です。

そこで、学習指導要領を着実に実施するとともに、町内全ての学校で実施している標準学力検査C R T（観点別学力到達度診断テスト）により、児童生徒の学力の状況を的確にとらえて継続的に検証し、実態に応じた授業の改善を行うとともに、個に応じたきめ細かな指導や支援の充実に努めます。また、学校と家庭が互いに連携、協力し、家庭学習等を含めた望ましい生活習慣や学習習慣の定着を図るよう進めていきます。

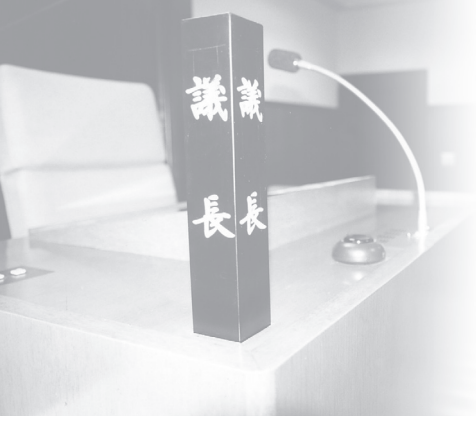
25年度の全国学力・学習状況調査は「きめ細かい調査」として、全国の小学校6年と中学校3年の悉皆調査となりますので、本町としても小学校4校及び中学校が参加することとしています。

また、美国中学校が「保護者に対する調査」の抽出校としての実施となります。

調査の結果を基にして、各学校が分析・考察を行い「学力向上プラン」を作成するなど、学習指導の改善や教育活動全体の充実に取り組むよう指導に努めます。

小学校と中学校の緊密な連携を推進するため、「積丹町小中連携教育推進協議会」を設置し、小・中学校9年間を見通した指導計画、学習規律の開発に向けた取組を本年度から開始するほか、現在中学校で取り組まれている「体験入学」を通して、学習や生活の雰囲気を感じさせるなど、小学校から中学校への円滑な接続を図るための各学校での取組を支援します。

児童生徒の学力向上には、情熱と指導力のある教職員が必要であることから、各学校では、



「わかる授業」を追求する校内研究がされていますが、更に充実させるために、積極的に参観日や地域公開等を行い、授業評価や授業改善への取組を促進し、確かな力を育む授業力の向上を進めます。

また、教職員の資質向上のため、研修講座や研究会等への積極的な参加を奨励するとともに、学校内においても、教職員同士の学び合いを大切にした校内研究の充実を図るよう、指導主事等外部講師の積極的な招聘を勧めるとともに、学校評価の充実や学校職員評価制度の活用・充実を図ります。

また、美国小学校の複式学級の解消を図り、よりきめ細やかな指導を目指すために、町単独費による臨時教員を1名配置します。

特別支援教育については、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善、克服する支援に努めます。

また、普通学級に在籍し特別な教育支援を必要とする児童生徒の指導の充実を図るために、美国小学校と美国中学校に特別支援教育支援員の配置を行うと

ともに、特別な教育支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する支援体制の整備・促進を目的として設置されている「北後志特別支援連携協議会」に協力していきます。

小学校の5・6年生の外国語活動や中学校の英語の授業を支援し、コミュニケーション能力の向上をねらい、外国語指導助手（ALT）を継続して導入します。

国際理解教育については、社会の国際化やグローバル化が一層進展する中で、日常生活においても今後、外国の人々との交流の機会が増え、異文化との共生がより求められるため、海外からの研修員との交流事業を全ての学校で実施します。

豊かな心の育成 道徳教育の取組を推進

豊かな心を育成するためには、道徳教育や読書活動、体験的な活動を通じて、規範意識や基本的な倫理観、思いやりの心や豊かな感性などを培うことが大切です。

そのため、道徳の時間を要に学校の教育活動全体を通して、

「心の教育」を推進していきま

す。各学校における道徳の時間の確実な実施と地域から体験的に学ぶ道徳教育の取組を進めていくことが重要です。

そのためにも、各学校における道徳の時間の内容の充実を図るとともに、参観日等での道徳の授業公開への取組を進めます。

また、地域の優れた人材の積極的な活用を促進するとともに、今年度、全児童生徒に配布される道徳用教材「心のノート」などの活用をしていきます。

読書活動は、言語に関する能力を育み、人間形成の情操を養う上で不可欠なものであり、子どもの豊かな感性や表現力、創造力などを育成するため、積極的に取り組み、各学校においては新刊図書の充実を図ります。

いじめ・不登校などの問題行動については、家庭、学校及び地域社会との連携を図り、いじめについては「人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、教職員一人ひとりが子どもとの普段のコミュニケーションを大切にし、どんな小さなサインであっても敏感に受け

止め、未然防止、早期発見・早期対応にしっかり取り組むことが重要です。不登校については、どの子どもにも起こりうるものとして捉え、一人ひとりの子どもに寄り添った支援に努めます。

健やかな体の育成について

健やかな体の育成については、生涯を通じて、健康に過ごすための望ましい生活習慣の確立、体力・運動能力の向上、健康管理能力を育成することが求められます。

24年度に小学5年、中学2年を対象に行われた体力・運動能力テストの結果では、小・中学校とも「握力・長座体前屈」において、ほぼ全道・全国平均と同じ水準にありますが、一方「シャトルラン・幅跳び」などの瞬発力・持久力・跳躍力が低くなっています。体力・運動能力の向上は、自ら進んで運動に取り組む、楽しさや喜びを実感する学習指導や体育的行事などの充実により図っていきます。

また、歯の健康や喫煙・薬物乱用防止などの取組を進め、虫

歯の予防に係る「フッ化物洗口」については、町内小学校の希望者を対象に実施します。

食に関する指導については、学校栄養教諭を中心として、子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、健全な食生活を実践できる資質・能力の育成に努めます。

あわせて、学校給食における地場産品の活用などを通じて、地域の食文化への理解を深め、食への感謝の念、郷土を愛する心を育む取組を充実します。

また、衛生管理・食材管理に努め、安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供します。

信頼される学校づくり

地域に開かれた学校

学校は、地域の中で、保護者や地域住民の信頼と支えの上に成り立ち、教育活動やその他の学校運営の状況について積極的な情報交流が大切となります。

そのために、各学校における教育活動等の状況について、学校の自己点検・自己評価及び保護者アンケート調査等を適切に実施し、保護者等に積極的に情報提供する取組の充実に努めます。

また、学校評議員制度など、保護者や地域住民が学校運営に参加する制度を効果的に活用することなどを通して、地域に開かれ信頼される学校づくりの推進に努めます。

安全・安心な学校・地域づくり

学校と地域の協力体制の構築

交通事故や自然災害についての安全教育及び不審者から身を守るための指導と対策については、小学校の新入学生に防犯ブザーを配布するとともに、教職員や地域関係者による街頭指導や巡回指導、通学路の安全点検、さらに、交通安全教室の開催や自転車マナーの指導を継続し、交通安全に対する意識を高めていきます。

また、東日本大震災を教訓に、子どもたちの安全確保についての対応を全学校で共通認識するとともに、自らの安全は自らの力で守るという自助の意識を高めるとともに、学校・保護者・地域と一体となった防災教育の充実に努めます。

児童生徒の安全確保については、校下地域においては、関係機関や団体と連携し、学校安全

に携わる2名のスクールガードリーダーの協力による学校周辺区域及び通学路の巡回、緊急避難場所「子ども110番の家」など、児童生徒を見守る体制作りを引き続き推進します。

学校と地域との連携・協力態勢を構築し、地域社会で学校を支え、子どもたちを健やかに育むことを目指し、学校支援態勢の取組を促進します。

教育環境の整備充実

緊急地震速報システム整備

町内各学校の施設設備は経年劣化が著しいため、それらの施設設備の更新が急がれるものについて、順次整備を進めていきます。

本年度は、主として美国小学校の消防設備（消火栓ポンプ）の整備、日司小学校の放送設備及びブステージ緞帳の整備、美国中学校の放送設備及びブステージ緞帳の整備等を行います。

また、学校の防災対策として、町内全ての小中学校にIP電話からJアラート等の緊急災害情報を直接校内放送に流すことのできる「緊急地震速報システム」を整備し、災害時に児童生徒が

早急に適切な対応ができるようにします。

教職員居住環境の整備・充実

日司地区2戸を改築

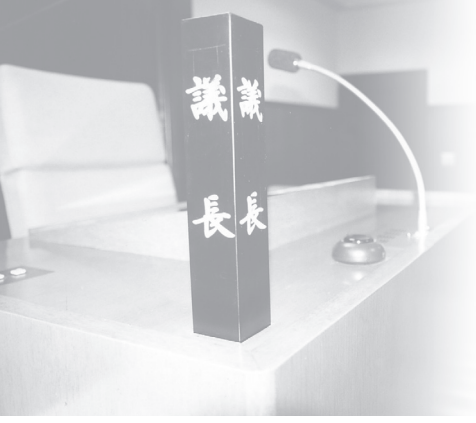
美国地区以外のほぼ全ての教職員住宅は、耐用年数を経過し、木造構造から発生する経年劣化による損傷が著しい状況です。

教職員の居住環境の向上を図ることや転入教職員の住宅確保の観点から、25年度への繰越明許費の設定を含む24年度補正予算措置を行った上で、国の学校施設環境改善交付金を活用して日司地区の教職員住宅2戸を建て替えることとしました。

生涯学習の推進

町民一人ひとりが、自分に適した手段や方法を選んで、生涯を通して学び、自己の内面を磨くことで、生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、「地域づくり」「人づくり」を進めていくことが、目指すべき生涯学習の姿であると考えます。

平成23年度から27年度までの「第5次積丹町社会教育中期計画」の基本目標「生きがいと、



うるおいのある地域づくりを求め、自ら学び自ら活動する社会教育の推進」に基づき、実施計画となる25年度「社会教育推進事業計画」を作成し、具体的な事業を進めます。

社会教育の充実

学習機会の提供を充実

町民が充実した生活を送るため生涯を通じて豊かに学ぶ環境を整備し、学んだ成果をまちづくり等に生かすことのできる社会を目指し、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供に努めます。

青少年教育については、青少年の健全育成を目指し、町内の各種団体等の支援、協力の下、少年教室の通年開催や宿泊体験学習の実施、ジュニアリーダー講習会への参加等を通して地域を生かした豊かな心と身体の育成に努めます。

家庭教育については、核家族化、少子化などにより家庭での子育てや教育機能の低下、地縁的なつながりの希薄化等の今日の現状を踏まえて、関係機関との連携により家庭教育に関する情報や学習機会の提供、親子

の健やかな成長のための「親子ふれあい事業」や「ブックスタート事業」などを実施し、家庭の教育力の向上に努めます。

成人教育については、学習内容の充実を図り、各団体や地域等の主体的な活動の支援と参加の促進に努めます。

高齢者教育については、急速に進む高齢化社会の中で、一人ひとりがどのように高齢期を過ごすかということが課題となっています。

そのためには、高齢者の生きがいを高めるための学習機会の充実と知識・経験を生かした社会的な活動の参加が求められています。

現在行っている65歳以上の町民を対象とした「リフレッシュ学級」の内容充実と参加者の拡大に努めます。

23年度から実施した「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（放課後子ども教室推進事業）」は、放課後に美国小学校の図書室、体育館等を活用し、子どもたちの安全・安心な居場所を

設け、勉強・体力づくり・文化活動への参加や地域住民との交流活動等の取組を行うことにより、子

どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれることを目的としています。

実施にあたっては、運営委員会の設置、コーディネーターや安全管理に係るサポーター等の配置を行い、参加要望のある子どもたちに対して週2回程度の実施を予定しています。



▲放課後子ども教室お楽しみ会の様子

文化の振興について

芸術に触れる機会の拡充

地域に根ざした自主的、創造的な芸術・文化活動の推進を図るため、郷土の歴史を大切にすることを育て、町内文化活動団体を支援するとともに、文化活動への参加奨励に努め、町民文化祭や芸能発表会などの更なる充実に努めます。

芸術文化振興事業では、町民を対象とした「町民文化公演会」を開催するほか、中学生を主な対象に地域の方々も鑑賞できるよう配慮した「巡回小劇場」を実施し、芸術文化に直接触れる機会の拡充に努めます。

郷土資料の保存については、地域おこし協力隊等により22年度から分類別整理や保存のためのクリーニング・修復作業等を実施し、保存資料のデータ電子化作業等を進めてきました。町民共有の財産ともいえるべき貴重な郷土資料の今後の保存・有効活用の方について、新たに配置する学芸員等の専門的知識を有する職員を中心に取り組めるべく、現在検討中です。

社会教育施設の有効利用

海洋センター3年連続特A評価

海洋センターは、B&G財団より海洋センター評価で3年連続最高位の「特A評価」を受け、「スポーツ・健康・人づくり」の拠点として活用され、全国の海洋センターの模範と位置づけられており、1月31日にB&G財団より表彰されました。同センターは建設以来20余年

が経過し、経年劣化による損傷が著しく、施設機能の保全や健全な運営を図るため、施設・設備の早急な修繕及び一部施設の更新をB&G財団の修繕助成事業として要望中です。

また野外スポーツ林スキー場は冬季スポーツの場としての利用促進と適切な運営管理に努めます。

図書室については、新刊図書の購入による蔵書の充実を図り、読書環境の整備を行うほか、新刊図書や児童図書等のPRにより、読書に興味を持つきっかけを作り、子どもから高齢者まで町民みんなにとって、活字を通しての「憩いの空間」となるように機能の充実に努めます。



▲ジュニアスキー教室

審議された案件

報告第1号

株式会社積丹観光振興公社運営状況報告について

第27期・平成24年度決算状況及び第28期・平成25年度営業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会の報告に付するものです。

(報告)

議案第1号

辺地総合整備計画の策定について

日司地区の教職員住宅整備に係る辺地対策債の充当のための辺地計画への登載について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、日司辺地に係る総合整備計画を策定するため、議会の議決を求めるものです。

(原案可決)

議案第2号

積丹町営住宅管理条例の制定について

議案第3号

積丹町道路の構造の技術的基準

等を定める条例の制定について

議案第4号

積丹町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

議案第5号

積丹町簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する基準を定める条例の制定について

議案第6号

積丹町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格基準を定める条例の制定について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地域主権一括法)」が4月1日に施行されることに伴い、地方への権限移譲に関して法律規定事項から市町村条例規定事項に委ねられることとなつたため、現行の関係町条例の全部改正及び新たな条例の制定を行うものです。

(議案第2号から第6号まで)

いずれも原案可決

議案第7号

積丹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国民健康保険税の平成25年度からの課税限度総額を現行73万円から77万円に引き上げるため、条例の一部を改正するものです。

(原案可決)

議案第8号

積丹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が4月1日から施行されることに伴い、町条例で規定する関係引用条項を整理する必要があるため、町条例の一部を改正するものです。

(原案可決)

議案第9号から第15号まで

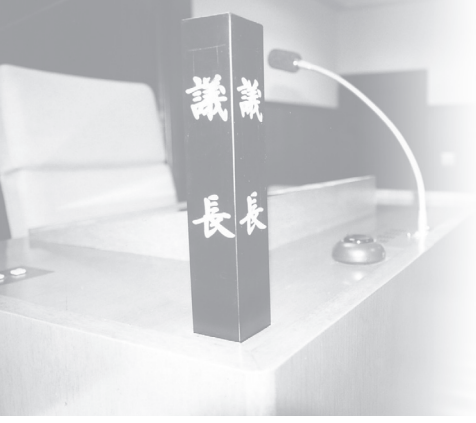
平成25年度積丹町一般会計予算及び各特別会計予算

(いずれも原案可決)

112〜14ページに関連記事掲載

議案第16号

平成24年積丹町一般会計補正予算(第8回)について



職員人件費や事務事業費の実績見込みによる減額と、国の補正予算決定等に伴う分収造林事業、道路構造物等点検事業、公営住宅等長寿命化改善事業及び教職員住宅整備事業の4件8,580万円の繰越明許費を設定のほか、基金積立金1億107万3千円の増額など、現行予算に1億8,515万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,359万9千円にするものです。

(原案可決)

議案第17号

平成24年度簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)について

一般会計からの繰入金162万5千円の増額と水道使用料の減額など、現行予算から37万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,270万円にするものです。

(原案可決)

議案第18号

平成24年度積丹町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)について

事業勘定は、後志広域連合負担金の増額など、現行予算に5,273万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,554万4千円にするものです。

(原案可決)

議案第19号

平成24年度積丹町産業交流雇用対策推進事業特別会計補正予算(第1回)について

一般会計繰入金747万円の増額と、施設管理費の減額など、現行予算から379万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,317万3千円にするものです。

(原案可決)

議案第20号

平成24年度積丹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について

現行予算に245万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,

901万6千円にするものです。

(原案可決)

議案第21号

特別職の職員の給与に関する条例及び積丹町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

過年度の財政健全化対策による人件費抑制の観点から特別職並びに一般職の月額給料、各種手当、手当加算等給与の町独自削減を、平成16年度から実施してきましたが、一般職の給与については、平成25年4月1日をもって、全てが削減措置前の状況に復元されます。

こうした経緯や常勤一般職との均衡、管内町村の特別職の現在の給与水準等を踏まえた当町の町長、副町長、教育長の給与水準について、町特別職報酬等審議会(土井清輝会長ほか委員5人)の答申を経て、平成19年1月改定時と同水準への復元措置を講ずるため、関係条例の改正を行うものです。

(原案可決)

特別職等の給料及び期末手当等の改正の推移

(単位:円)

区分	H16.4.1 現在	H17.1.1 施行	H17.4.1 施行	H18.1.1 施行	H18.4.1 施行	H19.1.1 施行	H19.7.1 施行	H20.12.1 施行	H21.4.1 施行	H25.4.1 施行
給料額	町長	765,000	730,000	690,000	同左	同左	650,000	500,000	450,000	650,000
	副町長	620,000	600,000	580,000	同左	同左	560,000	450,000	425,000	560,000
	教育長	565,000	555,000	550,000	同左	同左	530,000	430,000	408,000	530,000
期末手当支給率	4.4月	同左	4.2月	同左	4.0月	同左	3.0月	2.75月	3.0月	3.95月
期末手当加算	15%	同左	同左	0%	同左	同左	同左	同左	同左	10%

(参考) 現在の一般職の期末勤勉手当:年間3.95月、同手当役職加算:5~15%

陳情第1号

憲法を生かし、地方自治および地方財政の拡充を求める意見書提出に関する陳情書

意見案第1号

憲法を生かし、地方自治および地方財政の拡充を求める意見書

陳情第2号

公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書に関する陳情書

意見案第2号

公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書

陳情第3号

平成25年度地方財政対策に関する意見書の議決要請

意見案第3号

平成25年度地方財政対策に関する意見書

陳情第4号

生活保護基準の引き下げはしないことなどを政府に意見書提出を求める陳情書

意見案第4号

生活保護基準の引き下げはしないことなどを政府に意見書

陳情第5号

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める陳情書

意見案第5号

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書

陳情第6号

TPP交渉参加断固阻止に関する陳情書

意見案第6号

TPP交渉参加断固阻止に関する意見書

(陳情第1号から第6号まで)

(いずれも採択)

「民有林・国有林連携の森林整備」
5年間の新たな

積丹地域森林整備

推進協定を締結

北海道森林管理局石狩森林管理署(独)森林総合研究所森林農地整備センター札幌水源林整備事務所、積丹町の三者による平成25年度から5年間の新たな「積丹地域森林整備推進協定」締結の調印式が、2月25日に同局で行われました。

この協定は、北海道初、全国で2番目の協定として平成20



左から船城所長(独)札幌水源林整備事務所)、松井町長、山本署長(石狩森林管理署)

特に、保護河川の余別川と国有林の間に挟まれ、路網整備が進まず、間伐等の保育施業が遅れていた「余別団地」では、野塚から西河・来岸・余別の奥地へと続く国有林「積丹林道」との接続が実現し、これまで16・52haの保育間伐が進められるなど、着実に効果が

「定が締結されています。」

11月に、国有林と分収造林地(町有林)が隣接する「余別」「婦美丸山」「婦美六地区」の3つの地区、合計1,020haで森林共同施業団地を設定し、民・国連携のための森林整備推進協定を締結。国と町が相互に利用できる作業道等の路網の整備を連携して行うことで、間伐などの効率化やコスト削減が図られてきました。

新たな協定は、森林共同施業団地の面積を378ha追加拡充し、5年間の間伐などの森林整備を252ha、路網整備15・9kmを計画。林地未利用材など森林資源の有効利用等に関する事項のほか、施業団地を活用したソフト事業に関する事項が追加され、森林整備の意義や、積丹の森林を広く紹介するための森林浴を兼ねたトレッキングツアーなどの検討も行うこととしています。



間伐作業の様子

現れていまして。これまでの協定期間が、平成24年度末で終わることから、新たに平成29年度までの5年間の同協定を締結